東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議

昨年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という規模の大きさもさることながら、地震とそれに続く大津波により、東北地方を始めとする東日本の広範囲にわたる地域が、かつてないほどの大きな被害を受けました。

この東日本大震災が発生してから一年が経過する中で,国や地方自治体をはじめ全国各地の多くの人々が,被災地の復旧と復興に向けて取り組んでおり,本市においても災害支援物資や義援金の送付,避難者の受け入れなど,様々な形で被災地の復興支援に取り組んできました。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが、膨大ながれきの処理であります。岩手、宮城、福島の東北3県では、約2,253万トンのがれきが発生し、一年を経過した現在でも6%程度しか処理できていない状況であります。政府は、処理が進まないがれきについて広域処理の方針を打ち出し、全国の自治体に対して協力を呼びかけていますが、放射能汚染の不安等から今もって受け入れが進まないのが現状であり、被災地の復興が進まない大きな要因となっています。

被災地の方々の苦悩を思うと,全国の自治体や全国民の協力による一日も早いがれ きの処理が求められています。がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ませ ん。

当市を含む常総地方広域市町村圏内のゴミ処理施設である常総環境センターは,本年4月から新焼却施設での稼働が予定されており,圏域内のゴミ焼却施設が安定的に確保できる8月以降に現焼却施設を廃炉とする計画になっています。そこで,現焼却施設の改修を図ることにより,この施設を活用した被災地からの受け入れがれきの焼却が可能と考えられます。

よって,本市議会は,被災地の復旧と復興を最大限に支援するため,常総環境センターの既存施設を活用し,国や被災自治体からの要請に基づくがれきの受け入れを, 積極的に進めるよう茨城県及びつくばみらい市に強く要請します。

なお,受け入れに際しては,常総広域圏内の市民の理解を大前提とし,国が定める安全基準を下回るがれきであることはもとより,放射線量の測定等の十分な検証・公表など市民への説明責任を履行し,市民の不安払拭に努めることも併せて要請します。

平成24年3月23日

つくばみらい市議会